

介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の
質の向上に関する検討会報告書

平成16年6月

目 次

●報告書（本文）

1. はじめに	1
2. 介護福祉士養成の現状と課題	2
・介護福祉士指定養成施設	2
・実務経験者と高等学校福祉科等	3
・介護福祉士国家試験	3
3. 介護福祉士の資格取得後の現状と課題	4
・継続研修	4
・医療との境界領域の整理	4
・資格の活用	4
4. 今後の方針と具体的な施策（提言）	6
(1) 介護福祉士養成の在り方	6
・養成施設	6
・国家試験	6
・資格取得方法	7
(2) 介護福祉士の資格取得後の在り方	7
5. おわりに	9

●別添

1. 介護福祉士試験の実施方法（案）	10
2. 介護技術講習会の概要（案）	11
(別紙1) 介護技術講習会のカリキュラム（案）	12
(別紙2) 介護技術講習会の講師（主任指導者及び指導者） に対する養成講習会のカリキュラム（案）	13

●参考資料

(資料1) 検討会開催経過	14
(資料2) 委員名簿	15

1. はじめに

介護福祉士資格取得者数は、昭和63年の社会福祉士及び介護福祉士法の施行以来、順調に増加し、平成16年4月において約40万人と量的整備は進んでいる。

一方、平成12年4月に介護保険制度が実施されるとともに、同年には利用者の立場に立った社会福祉制度の導入を目指し、いわゆる社会福祉基礎構造改革が行われた。

社会福祉基礎構造改革の理念は、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにある。

これから社会福祉は、このような理念に基づき国民一人ひとりが、その人らしく生活していくよう、利用者個々人のニーズに対応したサービスを提供し、その自立を支援することが求められている。

このように、利用者個々人のニーズに応えるサービスを提供するためには、サービスに携わる人材の育成と資質の向上が重要であり、サービスの中心的担い手である介護福祉士の質の向上は重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は、介護福祉士の質の向上を図るため、平成12年4月に介護福祉士養成施設の教育課程の改正を行うとともに、その改正内容に対応した介護福祉士試験（筆記試験）への改善等を行ってきた。

本検討会においては、介護福祉士のさらなる質の向上を目指して、介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関し検討を重ね、今般、その結果を取りまとめたので、ここに報告する。

2. 介護福祉士養成の現状と課題

(介護福祉士指定養成施設)

- 介護福祉士指定養成施設（以下「指定養成施設」という。）は、平成16年4月現在389校465課程入学定員約2万6千人と、量的には拡大を続けていくが、指定養成施設の定員充足率は約8割で、定員を割り込む指定養成施設が約7割に達しているという状況にある。
- かかる状況から、指定養成施設の入学選抜機能が低下するとともに、卒業生の質が統一されていないなど指定養成施設の間で格差が生じてきているとの指摘がある。
- また、指定養成施設には専任教員の不足など不適切な運営を行っているものも散見される。
- 指定養成施設の卒業生については、現場で即戦力となる人材を養成することが必要であり、介護実習を重視する必要があるとの指摘がある一方、どのような資格でも、資格取得当初は即戦力とならないものであり、むしろ将来性に期待するべきとの指摘もある。
- 指定養成施設における教育内容については、より高度な専門性、技術を備えた介護福祉士を養成する観点から、修業年限を現行の2年課程から3年課程に変更する必要があるとの指摘がある一方、指定養成施設の養成課程にいくつもの専門領域に関する内容を盛り込むのではなく、指定養成施設では基礎的な教育を行い、専門領域に関する教育は、資格取得後の研修を通じて行うべきとの指摘もある。

(実務経験者と高等学校福祉科等)

- 実務経験を経て資格を取得した者については、指定養成施設の卒業者と比較して、概して、業務に直接結びついた介護技術はすぐれているという側面がある一方、なぜそのような介護を行うのかといった理論的な部分がやや不足している側面もある。
- 高等学校福祉科等の卒業者については、国家試験合格率は平均より高くなっている一方、介護を必要とする者は生活歴が長く、高校生等の人生経験だけでは生活支援に対応できないなどの側面がある。

(介護福祉士国家試験)

- 筆記試験については、平成12年の養成課程の改正に対応した介護福祉士試験（筆記試験）の改正、平成15年度から、合格基準・正答公表などが行われており、試験の透明度や精度の向上が図られている。
- 実技試験については、介護業務の範囲の拡大に伴い受験者が急増しており、試験要員等の確保や、統一的な採点精度の確保が難しくなってきている。
- また、会場やモデル、試験時間に制約があるため、入浴、排泄及び食事の介助に関する試験が実施できないという課題がある。
- さらに、課題漏洩防止の観点から、受験者の長時間にわたる拘束等、受験者や試験要員等双方に相当の負担がかかっている。

3. 介護福祉士の資格取得後の現状と課題

(継続研修)

- 資格の取得は介護職員としての専門性を高める第一歩であり、資格取得後の継続研修が重要である。
- また、高度な知識や介護技術を必要とする痴呆・障害等の領域に対応した研修についても重要である。
- しかしながら、現状では、各種の研修は行われているが、十分な体系化がなされていない。

(医療との境界領域の整理)

- 在宅介護及び施設介護において、医療ニーズの高い者に対する介護の在り方が課題となっている。
- このような中で、利用者主体といった視点に立ち、家族であれば認められるような行為は、介護福祉士ができるようにすべきとの指摘がある一方、利用者の状況に応じた総合的な判断が必要であり、医療関係の資格を有する者との効率的な連携を図るべきとの指摘、さらには、個々の行為についての具体的な手順の研究を積み重ねるとともに、医療の高度化、関係職種の連携強化の状況に応じ、利用者の生活の質の向上、安全性の確保等総合的な観点から検討がなされるべきとの指摘もある。

(資格の活用)

- 介護福祉士は介護老人福祉施設や介護老人保健施設で平均的には介護職員の約4割を占めている。

○ しかしながら、個々の施設ではばらつきがあるとともに、全国社会福祉施設経営者協議会が行った「介護福祉士の現状と課題に関するアンケート」では、社会福祉法人において介護福祉士を介護職員（常勤職員）の採用条件にしているのは 17% にとどまるなど、介護福祉士の資格は必ずしも十分に活用されているとはいえない。

4. 今後の方向と具体的施策（提言）

これからの中社会福祉は、国民一人ひとりが、その人らしく生活していけるよう、利用者のニーズに対応したサービスを提供し、その自立を支援することを目指す必要がある。そのためには、サービスに携わる人材の育成と資質の向上を図っていかなければならない。

本検討会は、このような基本的な認識の下、サービスの中心的担い手である介護福祉士の質の向上を目指し、2、3で述べた現状と課題を踏まえ、以下のとおり、今後の方向と具体的施策を提言する。

（1）介護福祉士養成の在り方

（養成施設）

- 定期報告のチェックや随時の報告徴収の実施など指定養成施設に対する指導を強化する。
- 養成課程について、保健医療との連携、高齢者の虐待防止等介護を必要とする者の人権尊重など、近年の介護をめぐる動向や来年予定されている介護保険制度の見直しを踏まえ、さらなる充実や見直しを行う。

（国家試験）

- 筆記試験について、介護福祉士にとって必要な知識でかつ適正な難易度であるか、引き続き、検証する。
- 実技試験について、受験者の申請に応じ介護技術に関する講習会（以下「介護技術講習会」という。）を修了した者には実技試験を免除する制度（以下「介護技術講習会制度」）を導入する（別添参照）。

- 介護技術講習会の実施主体については、同講習会が介護福祉士の資格を取得するための資格取得前の講習であることを踏まえ、介護福祉士養成を担っている指定養成施設の設置者とする。
- 指定養成施設から成る団体は、介護技術講習会の指導者に対する講習の実施、介護技術講習会に関する普及啓発・情報提供、会員校への参加要請、指定養成施設の設置者の依頼に応じた介護技術講習会に関する事務の一部の受託など、全面的に指定養成施設の設置者を支援することにより、介護技術講習会の円滑な実施の役割を担うものとする。
- 職能団体についても、介護技術講習会の指導者に対する講習の実施や、指定養成施設の設置者の依頼に応じた介護技術講習会に関する事務の一部の受託により、介護技術講習会の円滑な実施に協力するものとする。
- 介護技術講習会制度の施行については、平成17年4月を目指とし、遅くとも平成17年度中とする。

(資格取得方法)

- 介護福祉士の資格取得方法については、資格の取得方法の見直しに関する環境整備の状況等を踏まえ、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討する。

(2) 介護福祉士の資格取得後の在り方

- 職能団体は、資格取得後の継続研修について、経験等に応じた研修体系の構築に取り組む。

- 資格取得後の研修が職能団体の役割であることを踏まえ、職能団体が団体認定資格を創設する場合には、指定養成施設から成る団体はこれに協力するものとする。
- 介護保険制度等において、例えば訪問介護員や施設の介護職員については介護福祉士を基本とするなど、介護福祉士の位置づけを明確化する。

5. おわりに

- 厚生労働省及び関係者においては、本提言を踏まえ、
施策の具体化を図るべきである。

介護福祉士試験の実施方法（案）

介 護 福 祉 士 資 格 (登 錄)

実 技 試 験

筆 記 試 験

介護技術講習会

(実技試験前が期限)

選 択

介護福祉士国家試験申込者

介護技術講習会の概要（案）

1 目的

介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護技術に関する講習会（以下、「介護技術講習会」という。）を修了した者には実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験の受験者の資質の向上及び介護福祉士実技試験の適正実施に資することを目的とする。

2 受講対象者

介護福祉士国家試験を受験しようとする者で実技試験の免除を希望する者

3 講習に関する事項

（1）科目及び時間数

講習の科目及び時間数は、別紙1に定めるもの以上であること。

（2）講師の種別

講師の種別は、主任指導者及び指導者とする。

（3）講師の要件

下記の要件を満たす者であって、別紙2の講習を受講した者とする。

①主任指導者

ア 指定養成施設等において専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者

イ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後、10年以上実務に従事した経験を有する者

ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められる者

②指導者

高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則として、5年以上の実務に従事した経験を有する者

（4）講師の数

必要な講師の数は、受講者40人に対して主任指導者1人以上、受講者8人に対して指導者1人以上であること。

介護技術講習会のカリキュラム（案）

1 介護技術

項目	目標	講習内容	時間
介護過程の展開	事例に基づき介護過程等の講義及び演習を行い、原則を確認する。	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義 ③事例検討	6
コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法の原則を確認する。	①コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
移動の介助等	移動及び安全・安寧の介助の原則を確認する。	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
排泄の介助	排泄の介助の原則を確認する。	①排泄の介助に関する講義及び演習	4
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助の原則を確認する。	①衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
食事の介助	食事の介助の原則を確認する。	①食事の介助に関する講義及び演習	3
入浴の介助等	入浴・身体の清潔の介助の原則を確認する。	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
合計			28.5

2 修了認定

項目	目標	内容	時間
総合評価	介護技術の総合評価を行う。	①事例を通して、介護技術の総合評価を実施	3.5
合計			3.5

(総計 32時間)

※（土・日の2日）×2Wで1クールのイメージ（具体的な実施方法は実施主体の判断による。）

※介護技術及び修了認定の開始にあたり、オリエンテーションを各30分程度実施すること。

(別紙2)

介護技術講習会の講師（主任指導者及び指導者）に対する 養成講習会のカリキュラム（案）

1 介護技術

項目	目標	講習内容	時間
介護過程の展開	事例に基づき介護過程等の講義及び演習を行い、原則を確認する。	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義 ③事例検討	3
コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法の原則を確認する。	①コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	1
移動の介助等	移動及び安全・安寧の介助の原則を確認する。	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	2
排泄の介助	排泄の介助の原則を確認する。	①排泄の介助に関する講義及び演習	1.5
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助の原則を確認する。	①衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	1.5
食事の介助	食事の介助の原則を確認する。	①食事の介助に関する講義及び演習	1.5
入浴の介助等	入浴・身体の清潔の介助の原則を確認する。	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	1.5
合計			12

2 修了認定

項目	目標	内容	時間
総合評価	介護技術の総合評価を行う。	①事例を通して、介護技術の総合評価を実施	2
合計			2

(総計 14時間)

※土・日の2日のイメージ（具体的な実施方法は実施主体の判断による。）

※介護技術及び修了認定の開始にあたり、オリエンテーションを含めて実施すること。

検討会開催経過

- 第1回（平成15年6月24日）
 - 検討の背景について
 - 介護技術講習会制度の導入について
 - 作業部会の設置等について
- 第2回（平成15年9月30日）
 - 介護技術講習会制度の導入について
 - 作業部会作業報告について
- 第3回（平成16年1月29日）
 - 介護技術講習会の修正案について
 - 今後の検討会の進め方について
- 第4回（平成16年3月1日）
 - 養成施設の現状と課題について（小林委員）
 - 構造改革特区第4次要望について
- 第5回（平成16年3月30日）
 - 福祉系高校の現状と課題について（福祉科高等学校長会からヒアリング）
 - 介護福祉士試験の現状と課題について（岡部委員）
- 第6回（平成16年4月15日）
 - 介護福祉士試験を受験する実務経験者、介護福祉士の資格取得後の現状と課題について（石橋委員）
- 第7回（平成16年4月28日）
 - 経営者から見た介護福祉士の現状と課題について（高岡委員）
 - 老人保健施設等における介護福祉士の役割の現状と課題について（全国老人保健施設協会からヒアリング）
- 第8回（平成16年5月14日）
 - 介護福祉士の現状と課題について—介護保険との関係を含めて—（中島委員）
 - 論点整理
- 第9回（平成16年5月31日）
 - 報告書案審議、とりまとめ

介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会委員名簿

氏 名	職 名
石橋 真二	社団法人日本介護福祉士会副会長
◎ 江草 安彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会长
岡部 純子	神奈川県立保健福祉大学顧問
小林 光俊	社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会长
佐藤 美穂子	財団法人日本訪問看護振興財団常務理事
佐野 利昭	全国社会保険協会連合会常務理事
高岡 國士	社会福祉法人成光苑理事長
竹中 浩治	財団法人ヒューマンサイエンス振興財団理事長
中島 健一	日本社会事業大学教授
村尾 俊明	財団法人テクノエイド協会常務理事

◎座長

介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書（概要）

現状と課題

（介護福祉士指定養成施設）

- 入学選抜機能の低下、卒業生の質が不統一などの指摘
- より高度な専門性、技術を備えた介護福祉士を養成する観点から教育内容の見直しを行うべきとの指摘がある一方、基礎的教育を行い、専門領域は資格取得後の研修によるべきとの指摘

（実務経験を経て資格を取得した者）

- 概して、業務に直接結びついた介護技術はすぐれている一方、理論的な部分がやや不足している側面

（介護福祉士国家試験）

- 実技試験について、受験者が急増し、試験要員等や統一的な採点精度の確保が困難化。長時間の拘束など受験者や試験要員に相当の負担

（介護福祉士の資格取得後）

- 各種の研修が十分に体系化されていない。
- 資格を採用条件とする社会福祉法人は17%にとどまるなど、資格が十分に活用されているとはいえない。

今後の方向と具体策（提言）

（1）介護福祉士養成の在り方

- 養成課程について、近年の介護をめぐる動向や来年予定されている介護保険制度の見直しを踏まえ、さらなる充実や見直し。
- 国家試験の実技試験について、受験者の申請に応じ介護技術に関する講習会を修了した者は実技試験を免除する制度（介護技術講習会制度）を平成17年度より導入。

- 資格取得方法については、資格の取得方法の見直しに関する環境整備の状況等を踏まえ、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討。

（2）介護福祉士資格取得後の在り方

- 職能団体は、資格取得後の継続研修について、経験等に応じた研修体系の構築に取り組む。
- 介護保険制度等において、例えば訪問介護員や施設の介護職員については介護福祉士を基本とするなど、介護福祉士の位置づけを明確化。

介護福祉士試験における介護技術講習制度の導入について

1 趣旨

介護福祉士試験を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっている。

このため、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者に対して実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験受験者の介護技術の向上を図るとともに、実技試験における負担軽減等を通じた実技試験の適正な実施を図り、もって介護福祉士の質の向上に資するもの。

2 改正内容

- (1) 介護福祉士指定養成施設等の設置者が実施する介護技術に関する講習であって、一定の要件を満たすものとしてあらかじめ届け出られたもの(以下「介護技術講習」という。)を修了した者について、その申請により、修了日後に行われる実技試験を3回に限り、免除する。
- (2) 「一定の要件」とは、次に掲げるすべての要件をいうこと。
 - ① 講習の時間は、32時間以上とすること。
 - ② 必要な数の講師及び必要な施設を確保して行うものであること。
 - ③ 講師は、課程を教授するのに必要な講習（指導者講習）を受けた者であること。
 - ④ 介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講資格とすること。
 - ⑤ 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
- (3) 介護技術講習の実施者は、年度毎の実施届出書及び講習毎の実施報告書を厚生労働大臣（地方厚生局）に提出すること。

3 施行日

介護技術講習は平成17年4月から実施しており、介護福祉士試験の実技試験の免除については、平成18年に実施される介護福祉士試験から適用。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（抜粋）

（平成16年7月30日）

〔社会保障審議会介護保険部会報告〕

第2 制度見直しの具体的内容

III. サービスの質の確保・向上

4. 専門性を重視した人材育成と資質の確保

（専門性の向上と研修の体系化）

○ 介護サービスは「人が支えるサービス」であり、「サービスの質の確保・向上」のためには、介護サービスを支える人材の資質の向上が不可欠である。これまででは「量」の確保に重点が置かれてきた傾向にあるが、増加する痴呆性高齢者へのケアを含め、介護に携わる全ての職種において、今後は、「専門性の確立」を重視する必要があり、資格要件や研修の在り方についてもこうした方向に沿った見直しを行っていく必要がある。

特に、痴呆ケアについては、ケアマネジャーや介護職員はもとより、主治医や看護師などの医療職においても、今後、研修等を強化していくべき分野である。

○ 介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めていく必要がある。

現在、施設職員については、既に4割程度が介護福祉士の資格を有しているが、さらに質の向上を図っていく必要がある。一方、ホームヘルパーについては、実働者数約26万人のうち介護福祉士資格を有する者は1割程度であり、大半は2級ヘルパーである。2級ヘルパーは、事実上、介護職場における標準的な任用資格となっているが、介護福祉士の養成課程と比較すると2級ヘルパーは130時間であるのに対し、介護福祉士は1,650時間と大幅な開きがある。このため、当面は研修の強化等により2級ヘルパーの資質の向上を図ることを検討する必要がある。

さらに、介護職員のみならず、施設長や管理者についても、サービス提供や施設運営全般にわたる責任者であることに照らし、就任前の研修と修了試験、就任後の定期的な研修を義務づけるなど、その在り方について見直しが必要である。